

随 意 契 約 理 由 書

件 名	文化芸術センター大ホール舞台機構機器
契 約 の 相 手 方	三精テクノロジーズ株式会社
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第 2 号
随 意 契 約 理 由	豊中市立文化芸術センターでは、平成 2 9 年の開館時より公演等を行う際に必要な舞台機構機器をホールに導入しており、今回は 1 台が故障、1 台に操作不良が発生したため機器の入替えを行うもの。 当該機器は吊物等の操作を行うもので、導入時に吊物と一体的に設計製作し施工納品され、さらにホールの形状(高さ・幅)や音の響きなどの特性に合わせた独自プログラムが必要な特殊な仕様である。入替えを必要とする当該機器と既存部分とは密接不可分な関係であることから、当初、当該機器を設計施工した者以外に対応させた場合、既設部分の使用においてトラブルが生じた時の責任所在が不明確になるなど、運用において著しい支障が生じるおそれがあるため。
備 考	